

新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の減免措置に係る取扱いについて

区では、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)の改正に基づき、令和2年3月より新型コロナウイルス感染に伴う臨時休園等（発症、濃厚接触含む）のため、保育の提供を受けられなかった日がある場合の保育料の日割り減免措置を行ってきたところであるが、この減免措置について、令和5年4月以後は廃止することとする内閣府からの通知が発出された（令和4年12月27日付事務連絡）。一方、政府は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルス感染症の位置付けについて、令和5年5月8日に現在の2類相当から、5類へ変更することを決定した。以上を踏まえ、区における減免措置の取扱いについて、下記のとおりとする。

記

1 区における減免措置の取扱い

現行の減免措置を令和5年5月7日までは継続し、令和5年5月8日以降は廃止する。

2 今後の予定

令和5年3月中～下旬 保育所、保護者への周知

令和5年5月7日 減免措置廃止

（参考）現行の減免措置の内容

次に掲げる期間内で、未登園の期間を減免措置の対象とする。

- (1) 臨時休園及び区から登園自粛要請があった期間
- (2) 区が特定して承認した濃厚接触児童については、陽性者との最終接触日から5日間
- (3) 陽性児童は、発症日から7日間
- (4) 家庭内感染の影響で登園できない期間